

## 時間外労働 に関する協定届 休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
福祉事業		特定非営利活動法人にじのかけ橋		静岡県三島市北田町7番地の29 電話 055(9941)8278				
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期 間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
						1ヶ月（毎月1日）	1年（2月1日）	
	支援会議・運営会議・研修等の会議	会議	6名	40時間	2時間	20時間	240時間	令和2年4月1日から1年間
	家庭訪問	障がい者支援	3名	40時間	2時間	10時間	120時間	令和2年4月1日から1年間
	受注商品の製造	製造	8名	40時間	2時間	20時間	240時間	令和2年4月1日から1年間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期 間
障がい者の就労支援のための支援と販売、製造		障がい者支援	33名	土・日曜日・祝日	8時30分から17時			令和2年4月1日から1年間
研修、会議等		会議	33名	土・日曜日・祝日	8時30分から17時			令和2年4月1日から1年間

協定の成立年月日 令和 2年 3月30日

職 名 特定非営利活動法人にじのかけ橋 従業員

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

氏 名 代表 ㊟

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 記名、投票、○総会にて挙手 ）投票により決定

令和2年 3月 30日

職 名 特定非営利活動法人にじのかけ橋  
使用者

氏 名 理事長 鈴木 俊昭 ㊟

三島労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 2 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
  - (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
  - (2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超えて3箇月以内の期間及び1年についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- 3 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 4 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 5 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。